

# 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、企業における労働衛生・産業保健活動の推進を支援するため、以下のサービスを無料で提供しています。

企業で産業保健活動等を推進することは、『ワークエンゲージメント』を高揚させ、労働者に『安心感』を与えることで、生産性の向上や離職率低下につながります。



また、令和8年度は、労働衛生・産業保健関係の法改正が予定されています。その対応のためにも、当センターをご活用ください。

## 【当センターで実施する支援の概要】

### 《メンタルヘルス・ハラスメント対策に関する対応例》

- i メンタルヘルス対策の取り組み方に関する個別訪問支援
- ii ストレスチェック実施体制整備に関する支援  
(全ての事業場でストレスチェックの実施が義務化される予定です。)
- iii 管理者向けラインケア・従業員向けセルフケア教育の実施(新入社員研修にオススメ)
- iv ハラスメント予防研修の実施(新入社員研修にオススメ)  
(令和8年10月に、カスハラ・就活セクハラ対策を講じることが義務化される予定です。)



### 《労働衛生活動に関する対応例》

- i 労働衛生工学担当相談員を派遣し、事業場内の化学物質管理や保護具選定に関する助言
- ii 管理者や作業者へのリスクアセスメントを含めた化学物質管理等に関する研修実施
- iii 管理者や作業者へ熱中症予防研修実施



### 《高年齢労働者の労働災害防止対策の対応例》※令和8年4月1日から努力義務化されます！

- i 行動災害や高年齢労働者の労働災害防止の専門家による職場巡回や職場環境チェック  
(作業姿勢や動線の確認と改善提案・高年齢労働者に配慮した作業環境の改善提案等)
- ii 管理者や従業員向け研修の実施  
(例:「高齢化に伴う体力づくり」、「職場でできる簡単なストレッチ体操」等)



### 《治療と仕事の両立支援対策に関する対応例》※令和8年4月1日から努力義務化されます！

- i 両立支援(制度設計や労働者(患者)への対応方法等)に関する相談への対応
- ii 両立支援制度導入を考える企業を訪問し、制度導入をサポート
- iii 国が定める両立支援ガイドラインに関するセミナーや管理者向け教育の実施
- iv 企業と労働者(患者)の間における個別の調整支援



上記以外でも、対応可能なサービスもありますので、職場における労働衛生対策や産業保健関係で悩み事や困りごとがあれば、是非、ご相談ください。

## 【地域産業保健センターのご案内】

当センターは、県内8か所に地域産業保健センターを設置しており、産業医選任義務のない労働者50人未満の小規模事業場を対象として、以下のサービスを無料で提供しています。

地域産業保健センターの所在地、担当地域、開設日等については、当センターHPをご確認ください。

### 《地域産業保健センターの支援例》

- i 健康診断結果についての医師からの意見聴取(労働安全衛生法第66条の4)
- ii 高ストレス者や長時間労働者に対する医師の面接指導(労働安全衛生法第66条の8、10等)
- iii 保健師による個別訪問  
◆健康相談 ◆保健指導 ◆職場巡回及び職場環境改善支援 ◆治療と仕事の両立支援 等

## 【産業保健関係者に対する専門的研修】

当センターでは、産業医、産業保健スタッフ（保健師、看護師、衛生管理者、安全衛生担当者、人事労務担当者等）を対象として、産業保健や安全衛生に関する様々なテーマの研修を実施しています。

研修は、「産業医向け」、「産業保健スタッフ向け」に区分していますが、どの研修も職種に関係なく受講できます

『2月・3月の主な研修予定』（○：産業医向け、●：産業保健スタッフ向け）

- 2月12日（木）14:30～16:30  
「災害事例とその対策による化学物質管理の推進」
- 2月18日（水）14:00～16:00  
「産業保健スタッフによる職場巡視のポイント」
- 2月19日（木）14:30～16:30  
「メンタルヘルスと職場の安全配慮義務」
- 2月25日（水）14:00～16:00【オンライン】  
「知っておきたい相談面接の基本」
- 2月27日（金）14:30～16:30  
「今後予想される石綿による健康障害と産業医に求められる対応」
- 3月4日（水）14:30～16:30  
「エゴグラム検査のパワハラ問題への適用を考える」
- 3月9日（月）14:30～16:30  
「健康診断と事後措置」



- ※ 申込は当センターHPからお願いします。
- ※ 申込締切は、研修会当日の5日前までです。
- ※ 木曜日は、三重県医師会行事との重複が多く、駐車場が満車となる場合があります。

## 『勤務間インターバル制度導入に係る研修動画を放映しています！』

勤務間インターバル制度は、勤務と勤務の間に、一定の休息期間を設けるもので、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するものであり、労働者の健康確保の観点から、非常に効果的であると考えられます。

当センターでは、企業における制度導入を推進するために、産業保健研修会前に、制度導入のメリットや仕組みづくりに関する研修動画を放映しています。（動画視聴のみの研修受付は行っておりません。）

放映期間：令和8年3月31日までに実施する当センター主催の産業保健研修会

放映時間：14:00 開始の研修会の場合は、13:40～13:55

14:30 開始の研修会の場合は、14:10～14:25



## 【メールマガジン配信サービス】

当センターでは、利用者の皆様に産業保健に関する旬な情報をお届けするため、毎月1回、「三重産保メルマガ」を定期配信しています。

当メルマガでは、日本医師会認定産業医研修会及び産業保健スタッフ向け研修会お案内、産業保健に関する最新情報、イベント案内、労働行政からのお知らせなど、利用者の皆様にお役立ていただける内容としています。配信をご希望の方は、当センターHPから申し込みをお願いいたします。

### ● メルマガ登録特典

当センター主催の産業保健研修会は、お一人様、月1回までとする回数制限を設けていますが、メルマガ登録の方は、月2回の研修受講を可能としています。

毎月、メルマガにパスワードを記載しておりますので、特典を利用される方は、研修申込時に、パスワードを入力してください。